

市税等の滞納処分により差し押さえた財産について「インターネット公売」を実施します。くわしくは市ホームページをご覧ください。☎取納課・内線1259

令和3年度

保育施設

入園・入学・入所のご案内



しおりと案内を配布

令和3年度に市内の保育施設に入所を希望する方に「保育施設利用申し込みのしおり」と「育児休業明け入園予約のご案内」を9月23日(水)から配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。



小学校

就学時健康診断

令和3年度に小学校へ入学するお子さんを対象に就学時健康診断を10月27日(火)～11月27日(金)に順次各校で行います。くわしくは市ホームページをご覧ください。対象の方には通知書と保健調査票などを10月上旬に送付します。当日は保護者が付き添いの上、指定された学校の会場へ。通知書が届かない場合や、指定日に会場へ行けない場合はご連絡ください。



保育施設利用の申し込み

▼対象者 仕事や病気などで、日中ご家庭で就学前のお子さんを保育できない方 ▼期間(令和3年度4月入所) 10月1日(木)～11月30日(月)〔左記以外の土曜・日曜日、祝日を除く〕、10月31日(土)、11月21日(土)・22日(日)〔各会場はしおりを参照〕

育児休業明け入園予約制度

育児休業明け入園予約制度は、お子さんの1歳の誕生日の前日以降も法律に基づく育児休業を取得し、復職にあわせて年度途中からの入園を希望する場合に、保育園の入園をあらかじめ確保しておくことで、安心して育児休業を取得していただくためのものです。実施園は次のとおり ▼私立西国立保育園分園(羽衣

い家庭の児童を安全に保育する施設です。介助が必要なお子さんの保育はご相談ください。

保育時間

▼通常保育 下校時(土曜日、学校休業日は午前8時)～午後6時(土曜日は一部午後5時まで) ▼延長保育 午後6時～7時

費用

▼通常保育 月4000円(第2子から月25000円) ▼延長保育 通常保育料に月2000円加算(日額5000円で一時的利用可) ▼間食費 月2000円 ▼行事によって別途参加費が必要な場合があります

入所申請

令和3年4月から学童保育所に入所を希望する方の申請を受け付けます。すでに入所している方も申請が必要です。申請方法等くわしくは、「入所申請のご案内」または市ホームページをご覧ください。

「入所申請のご案内」配布

10月12日(月)から、各学童保育所、子ども育成課(市役所1階23番窓口)で配布します(市ホームページ)からダウンロードも可。

受付日程

11月12日(木)～27日(金)

受付場所

各学童保育所(日曜日、祝日を除く)、子ども育成課(受付期間中は土曜・日曜日も受け付けを実施(ただし、11月23日は除く))。郵送不可。 ☎子ども育成課 子ども育成係・内線1300

市長と語りつう！意見交換会(タウンミーティング)

皆さんの声を市政や地域づくりに生かすため、市長との意見交換会(タウンミーティング)を対象者別に開催します。

大学生世代

対オンライン開催のため、インターネットによる参加が可能な方で、市内在住の大学(院)生・大学生世代の方、多摩地域の大学に通学する大学(院)生の方 10月17日(土)午前10時～11時30分 10月12日(月)までに、電話、または住所、氏名、電話番号、Eメールアドレス、大学(院)生の方は学校名を書いて、ファクス、Eメールで企画政策課・内線2688(521)2090 e kikakuseisaku@city.tachikawa.lg.jp

子育て世代

会場には保育士がいますので、子どもと一緒に参加できます。直接会場へ 10月17日(土)午後1時30分～2時30分 子ども未来センター 企画政策課・内線2688

家庭ごみ指定収集袋の減免申請

市は、一定の要件に該当する世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免措置として、家庭ごみ指定収集袋を交付しています。 11月～令和3年10月の1年分の減免申請の受け付けを開始します。昨年度申請し、今年度も減免対象となる世帯に10月上旬に申請書を発送します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。申請書が届かない方は、ご連絡ください。

申請書をお送りします。

今年度は、申請書の受理後、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対象の指定収集袋をご自宅等に配送します。配送となるのは令和3年3月末までに申請を受けた分です。

減免対象となる世帯

▼生活保護法による生活保護を受けている ▼中国残留邦人等支援法の支給を受けている ▼児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けている ▼老齢福祉年金を受給している ▼次のいずれかの方 がいて世帯全員が市民税非課税

身体障害者手帳

1級・2級 ▼精神障害者手帳 1級・2級 ▼要介護4・要介護5 ▼市長が特別な理由があると認めた

外国人の方も国民年金の加入が必要

国民年金は、国内に住所がある20歳～59歳までの外国籍の方も加入が必要です。 受給要件を満たせば請求により、老齢基礎年金、病气やけがにより障害が残った場合の障害基礎年金、被保険者が亡くなった場合の配偶者や子に遺族基礎年金が支給されます。また帰国等により受給要件を満たさなかった場合も、6か月以上の支払いがあれば帰国後2年以内に「脱退一時金」が請求できます。なお、厚生年金保険、共済組合に加入の方やその被扶養配偶者の方は国民年金に加入する必要はありません。



住居表示実態調査にご協力を

住居表示台帳を現況にあわせて修正・整理し、正しい住居表示番号を付けるため、該当地域で住宅の外観調査を行います。なお、調査員は市の腕章を着用し、市発行の身分証明書を携帯しています。 10月31日(土)まで 曙町と高松町の全域 ☎市民課管理係・内線1360

YouTube 立川市動画チャンネル

市の庁舎を紹介するPR動画を公開しました。ぜひご覧ください。

立川市役所へ Tachikawa City Hall Tour

☎広報課・内線2744